

昭和三十年政令第二百九十八号

奄美群島の復帰に伴う琉球政府等の職員の恩給等の特別措置に関する政令
内閣は、奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二
六十七号）第十条の規定に基き、この政令を制定する。

（用語の定義）

第一条 この政令において「琉球政府等の職員」とは、琉球政府及び別表第一に掲げる機関に所属
する職員で別表第二に掲げる職員以外のものをいう。

（恩給）

第二条 元南西諸島官署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百
五十六号）第四条第一項又は第十条の二の規定の適用を受ける者以外の琉球政府等の職員（別表
第三に掲げる者に限るものとし、琉球政府等の職員の職を退職してこれらの規定の適用を受けた
後再び琉球政府等の職員となった者を含む。以下この条及び次条において同じ。）が、奄美群島
の復帰に伴い、引き続き恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員とな
つた場合においては、その者についての恩給に関する法令の規定（實在職年に附すべき加算年
勤続在職年についての加給及び納金に関する部分の規定を除く。）の適用については、その者の
恩給法第十九条に規定する公務員としての在職に接続する琉球政府等の職員としての引き続き在
職で次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に掲げる在職とみなす。

一 別表第三第一項から第十六項までに掲げる職員（次号及び第三号に掲げる職員を除く。）と
しての在職 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）による改正前の恩
給法（以下この条において「改正前の恩給法」という。）第二十条第一項に規定する文官とし
ての在職

二 別表第三第九項に掲げる警部補、巡查部長若しくは巡查又は同表第十六項に掲げる副看守
長、看守部長若しくは看守としての在職 改正前の恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員
としての在職

三 別表第三第十項に掲げる職員、同表第十一項に掲げる公立高等学校の書記又は同表第十二項
に掲げる公立図書館の職員としての在職 改正前の恩給法第二十二條第一項に規定する教育職
員としての在職

四 別表第三第十七項に掲げる職員としての在職 改正前の恩給法第二十二條第二項に規定する
準教育職員としての在職

五 別表第三第十八項に掲げる職員としての在職 改正前の恩給法第二十二條第二項に規定する準
文官としての在職

2 昭和二十二年十二月三十一日において現に別表第三第十八項に掲げる職員であつた者で、引き
続いて同表第二欄第六項に掲げる郵便局長となつたものに前項の規定を適用する場合において
は、恩給法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第八十四号）附則第八項の規定の適用
については、改正前の恩給法第二十条第二項に規定する準文官としての特定郵便局長が引き続い
て同条第一項に規定する文官としての特定郵便局長になつたものとみなす。

第二条の二 奄美群島の区域において琉球政府等の職員としての在職した者で、昭和二十八年十二
月二十五日以後奄美群島の区域において琉球政府等の職員として在職した年月数（元南西諸島官公
署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律第四条第一項若しくは第十条の二又は前条の規
定の適用により恩給の基礎となるべき在職年とされた年月数を除く。）を加えたものによる。

2 前項の規定により加えられる琉球政府等の職員としての在職年月数の計算については、当該加
えられる年月数のうち前条第一項各号に掲げる在職に係る年月数は、当該各号に掲げる在職に係
る年月数とみなす。

3 前条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（国家公務員共済組合法による給付）

第三条 奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令（昭和二十八年政
令第四百六号。以下「政令第四百六号」という。）第十一条第一項の規定の適用を受ける者以外

の琉球政府等の職員（琉球政府等の職員の職を退職して同項の規定の適用を受けた後再び琉球政
府等の職員となつた者（以下「再就職職員」という。）を含む。）で、奄美群島の復帰に伴い、引
き続き国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）による共済組合（以下「組合」と
いう。）の組合員（以下「組合員」といふ。）となつたものの引き続き琉球政府等の職員として在職し
た期間は、同法の規定中退職給付、障害給付及び遺族給付に関する部分の規定（掛金に関する部
分の規定を除く。）の適用については、組合員であつたものとみなす。

2 前項の規定により組合員であつたものとみなされる期間（再就職職員のうち政令第四百六号第
十一条第一項の規定により退職年金を受ける者にあつては、琉球政府等の職員の職を退職する前
の国家公務員共済組合法第九十五条に規定する控除期間を含むものとし、以下「控除期間」とい
う。）を有する組合員に対する退職年金、退職一時金又は遺族一時金の額は、同法第三十九条第
二項、第四十一条第二項又は第五十条第二項の規定により算定した額から次の各号によつて算定
した額を控除した金額とする。

一 退職年金にあつては、俸給日額の二・七倍（控除期間が二十年をこえる部分については、
一・八倍）に相当する額に控除期間（一年未満の端数は、切り捨てる。）を乗じて得た額

二 退職一時金又は遺族一時金にあつては、控除期間を組合員の期間とみなし、その期間に
一、俸給日額に国家公務員共済組合法別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の四十五

3 第一項の規定により生ずべき組合の追加費用は、国庫が負担する。ただし、次の各号に掲げる
組合に係る追加費用は、当該組合の組合員のうち、国家公務員である者及び当該各号に掲げる団
体の役員又は職員である者がそれぞれ受ける俸給の総額の割合に応じて当該組合の運営規則で定
める割合に従い、国庫及び当該団体が負担するものとする。

一 国家公務員共済組合法第八十六条第一項に規定する地方職員を組合員とする組合 同法第六
十九条第一項第二号に掲げる費用を負担する団体

二 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第五十一条第二項に規定する組合 日
本専売公社

三 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第八十条第二項に規定する組合 日
本電信電話公社

附則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十八年十二月二十五日から適用する。

附則（昭和四一年九月二九日政令第三二七号）

この政令は、昭和四十一年十月一日から施行する。

附則（昭和四二年九月三〇日政令第三二八号）

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十二年十月一日から施行する。

（奄美群島の復帰に伴う琉球政府等の職員の恩給等の特別措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正前の奄美群島の復帰に伴う琉球政府等の職員の恩給等の特別措置
に関する政令第二条の二の規定の適用を受けて計算された在職年を基礎とする年額の普通恩給又は
は扶助料を受けている者については、昭和四十二年十月分以降、その年額を改正後の同条の規定
を適用して計算した年額を基礎とする普通恩給又は扶助料の年額に改定する。

3 この政令の施行前に給与事由が生じた普通恩給又は扶助料の昭和四十二年九月分までの年額の
計算については、なお従前の例による。

附則（昭和四四年二月二六日政令第二九〇号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の奄美群島の復帰に伴う琉球政府等の職員の恩給等
の特別措置に関する政令第二条の二の規定は、昭和四十四年十月一日から適用する。

附則（昭和五十七年九月二五号政令第二六三号）

この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

十八	特定郵便局又は郵便局長(昭和二十二年十二月三十一日までの間に限る。)			
備考	この表に掲げる職員の属する機関の存続期間は、次のとおりである。			
一	第一欄に掲げる職員の属した機関			
イ	沖縄群島にあつた機関	昭和二十一年一月二十九日から同年四月二十三日まで		
ロ	奄美群島にあつた機関	昭和二十一年一月二十九日から同年十月二日まで		
ハ	宮古群島及び八重山群島にあつた機関	昭和二十一年一月二十九日から昭和二十二年三月三十一日まで		
二	第二欄に掲げる職員の属した機関			
イ	沖縄民政府	昭和二十一年四月二十四日から昭和二十五年十一月三日まで		
ロ	臨時北部南西諸島政府	昭和二十一年十月三日から昭和二十五年十一月二十四日まで		
ハ	宮古民政府及び八重山民政府	昭和二十二年四月一日から昭和二十五年十一月三日まで		
三	第三欄に掲げる職員の属した機関			
イ	沖縄群島政府、宮古群島政府及び八重山群島政府	昭和二十五年十一月四日から昭和二十七年三月三十一日まで		
ロ	奄美群島政府	昭和二十五年十一月二十五日から昭和二十七年三月三十一日まで		
四	第四欄に掲げる職員の属した機関			
イ	琉球臨時中央政府	昭和二十六年四月一日から昭和二十七年三月三十一日まで		
ロ	琉球政府	昭和二十七年四月一日から昭和二十八年十二月二十四日まで		
五	第五欄に掲げる職員の属した機関			
イ	琉球貿易庁	昭和二十一年九月十八日から昭和二十七年三月三十一日まで		
ロ	琉球農林省	昭和二十五年四月一日から昭和二十七年一月二十一日まで		
ハ	琉球郵政庁	昭和二十五年四月一日から昭和二十六年十一月十二日まで		
ニ	琉球気象台及びこれに所属する測候所	昭和二十五年一月一日から同年三月三十一日まで		
ホ	簡易裁判所	昭和二十一年二月二十五日から同年九月三十日まで		
ヘ	琉球上訴裁判所	昭和二十五年七月十二日から昭和二十七年一月三日まで		